

4. 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、さらに乳幼児期の発達は連続性を有するものであることから、子どもの健やかな育ちのためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することが必要であり、その一体的提供に向けて、推進体制の確保を図ります。

(1) 認定こども園の移行・設置の支援

幼稚園及び保育所の認定こども園への移行に対する支援を行うとともに、新たに設立を希望する事業者に対する支援を行います。

幼稚園設置者及び保育所設置者に対する情報提供を必要に応じて行い、認定こども園への移行を支援します。

(2) 人材の確保および育成

教育・保育ニーズに十分対応するため、幼稚園教諭や保育士等の確保に努めます。

質の高い教育・保育を提供するため、幼稚園教諭や保育士等の合同研修に対する支援を行うなど、資質の向上を目指します。

(3) 幼稚園、保育所、小学校等の連携の推進

「遊び」を通して「学ぶ」中で育まれた資質・能力を、小学校教育に円滑に接続できるように、小学校の教員との意見交換や研修、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた「架け橋期のカリキュラム」の作成、園児と児童の交流の機会を設けるなど、共通理解や情報の共有化を図り、幼・保・小の一層の連携を進めます。

追記部分

(4) 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供体制の確保

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受け入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制づくりに取り組みます。

5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

子育てのための施設等利用給付については、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、適切な給付を行うため、市内の教育・保育施設等と連携し適切な方法により給付を行います。